

建設工事の前払金の使途拡大の継続について

国において、平成28年5月27日付で前払金の使途を拡大する特例措置として「地方自治法施行規則の一部を改正する総務省令（平成28年総務省令第61号）」が公布・施行され、建設工事の前払金の使途が拡大されました。

これに準じ、本市においては平成28年10月より特例措置を実施しておりますが、令和6年度においても継続して実施します。

1. 特例措置の内容

これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に係る支払いに充当できるものとします。

ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除きます。

（参考）

拡大前	拡大後
材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u>	材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費 <u>及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用</u>

2. 契約に関する取扱

工事請負契約書約款の条文改正ではなく、第38条の特約条項を契約書に添付し契約を締結します。

3. 適用対象となる契約

平成28年10月1日から令和7年3月31日までに新たに契約した案件であり、前払金の払い出しが令和7年3月31日までに行われるものが適用対象となります。（建設工事請負契約のみに適用し、委託業務等その他の契約には適用しません。）

小山市役所
契約検査課工事契約係
TEL22-9323